

●市町村における不妊治療に対する交通費・宿泊費の助成制度

市町村	対象地域	対象治療	助成内容		問合せ先
西之表市	全域	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 なし	※県離島地域出産支援事業補助基準と同じ (交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を比較し少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	保健センター すこやか 0997-24-3233
奄美市	全域				健康増進課 0997-52-1111 (内線5057)
三島村	全域				民生課 099-222-3141
中種子町	全域				町民保健課(保健センター) 0997-27-1133
南種子町	全域				保健福祉課 0997-26-1111
屋久島町	全域				福祉支援課 0997-43-5900 (内線167)
大和村	全域				保健福祉課 0997-57-2218
宇検村	全域				保健福祉課 0997-67-2212
瀬戸内町	全域				保健福祉課 0997-72-1068
龍郷町	全域				保健福祉課 0997-69-4514
徳之島町	全域				保健センター 0997-83-3121
天城町	全域				保健センター 0997-85-4100
伊仙町	全域				子育て支援課 0997-86-3111
和泊町	全域				保健センター 0997-84-3526
知名町	全域	保健センター 0997-93-2075			
与論町	全域	保健センター 0997-97-5105			
十島村	全域	・一般不妊治療 ・特定不妊治療 ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 なし	※県離島地域出産支援事業補助基準と同じ (交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を比較し少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	住民課 099-222-2101
出水市	桂島	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 あり	(交通費：船賃) ・チャーター船を利用して桂島と野口漁港を往復する場合の実費額 (1回の治療につき9往復を限度とする。) (宿泊費) ・1泊当たり5,000円 (1回の治療につき15泊を限度とする。)	健康増進課 0996-63-2143
薩摩川内市	上甕島 中甕島 下甕島	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法	単独補助 あり	(特定不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,800円/往復、 1治療9往復まで ・(宿泊費) 上限5000円/泊の2/3、 15泊まで (一般不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,800円/往復、 1治療9往復とし年間15往復まで ・(宿泊費) 上限5,000円/泊の2/3、 年間15泊まで	市民健康課 (川内保健センター) 0996-22-8811
長島町	獅子島	(特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に関する検査及び治療費	単独補助 あり	(交通費：船賃) ・町が定める交通費支給基準を1回の限度とし、年間27回往復まで。 (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1治療15泊まで	町民保健課 保健予防係 0996-86-1157
喜界町	全域	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 あり	(交通費：飛行機又は船賃、バス賃) ・特定医療機関までの各交通機関の割引運賃額1治療9往復まで (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1治療15泊まで	保健福祉課 包括保健チーム 0997-65-3522

※ 県の不妊治療助成や各市町村で独自に実施している不妊治療費助成を受給していることが必要